

## ■ 意見交換会 概要

まず、国土交通省より各種情報提供を頂いた後、意見交換に入りました。今回は、「入札参加資格案件等の緩和について」「価格転嫁・取引適正化の関係について」「改修工事に係る設計図書の精度向上について」「誠実な契約変更等の実施について」「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用について」の5項目が議題となりました。

以下、意見交換会の概要になります。

### (1) 入札参加資格要件等の緩和について

入札参加資格要件等の緩和について、日空衛より次の通り要望しました。

- ① 営繕工事の一部の案件で行われている民間工事の一次下請けの実績を認める配置予定技術者の実務要件の緩和措置の拡大、技術的難易度の低い一定規模以下の案件についての企業の実務経験の緩和
- ② 物価上昇に合わせた予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の見直しを踏まえた建設業法における基準額の見直し
- ③ 事前の契約締結が難しい緊急性の高い工事や現場確認を伴う軽微な修繕工事について、ガイドライン等による柔軟な対応方法の提示

これに対し、国土交通省からは以下の説明がありました。

① 官庁営繕部が発注する設備工事では、施工品質の確保を図りつつ、不調不落リスクの低減を図るため、配置予定技術者の工事経験について、建築一式工事での一次下請け経験を認める試行を実施している。一方、企業の工事経験については、必要に応じ、企業が技術者をバックアップすることで工事品質を確保することを期待しているため、配置予定技術者と同様の緩和措置は実施していない。

地方整備局が発注する営繕工事については、地域の不調不落の状況等に応じて、個々の工事の参加要件の緩和について検討している。引き続き、建設業の実態を踏まえつつ、施工品質の確保も考慮しながら、円滑な施工確保対策の検討・実施に努めてまいりたい。

② 基準額のうち、建設業の許可要件となる軽微な建設工事の上限額については、適正な施工を確保する観点から慎重な対応が必要である。一方、監理技術者等の専任を必要とする基準額については、物価上昇に応じて適時変更している。